

令和6年度 日野川減災対策協議会における主な取組予定

1. よなご避難ノートの啓発講座
2. 避難所用品の購入、防災講演会・水防研修の実施
3. 水防資機材を使用した訓練の実施
4. 水防資機材の整備とその情報共有
5. 日野川水害タイムライン検討会
6. 小中学校などと連携した日野川水系の洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の拡充
7. 気象キャスターによるマイ・タイムライン講座での水害(防災)教育の拡充
8. 排水計画に基づく排水訓練等の実施及び参加

水害ハザードマップ作成チェックシート

水害ハザードマップの作成等に当たり、下記のチェック項目及び参照すべき事例について、確認して下さい。

分類	チェック項目	参照すべき事例	チェック欄
1：想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深（洪水、内水、高潮）及び津波災害警戒区域と津波基準水位（津波）について	① 国・都道府県または市町村から提供される浸水想定に関するデータを用いて、20m、10m、5m、3m、0.5mを境界とした6段階の区分を標準として適切に浸水深を色分けしているか。		<input type="checkbox"/>
	② 津波災害警戒区域指定済みの市町村では、浸水深に代えて津波基準水位（浸水予測に基づく浸水深に建築物等への衝突によって生じる津波の浸水上昇（せき上げ）を加えた水位）を用いているか。	事例1	<input type="checkbox"/>
2：土砂災害警戒区域について（洪水、内水、高潮、津波）	① 洪水、内水、高潮、津波と同時に発生する可能性が高い土砂災害等の危険箇所について、土砂災害警戒区域をハザードマップの地図上に表示しているか。	事例2	<input type="checkbox"/>
	② 土砂災害警戒区域について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	事例3	<input type="checkbox"/>
3：早期の立退き避難が必要な区域について（洪水、内水、高潮）	① 人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が大きい区域等を「早期の立退き避難が必要な区域」として設定しているか。		<input type="checkbox"/>
	② 設定した「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に示しているか。	事例4	<input type="checkbox"/>

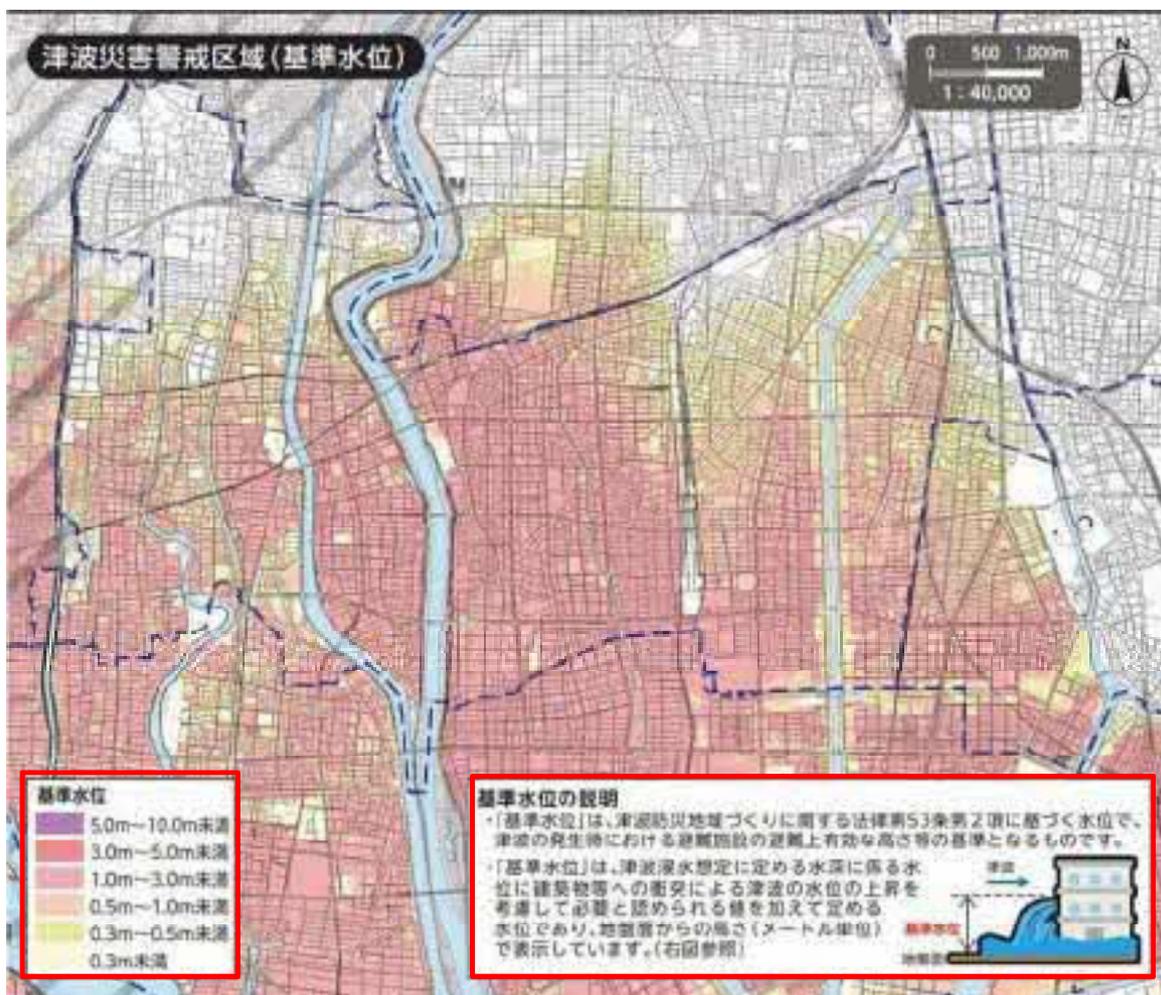
<p>③ 「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。</p>	<p>事例 5</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>4：避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項について（洪水、内水、高潮、津波）</p>		
<p>① アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等についての情報を収集しているか。</p>		<p><input type="checkbox"/></p>
<p>② 住民等が避難場所等へ避難する際、危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について地図上に明示しているか。</p>	<p>事例 6</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>③ 危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。</p>	<p>事例 7 事例 8</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>④ 津波に係る水害ハザードマップにおいては、住民等が避難すべき方向や避難経路等を地図上に記載しているか。</p>	<p>事例 9</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>⑤ 水害時に使用する避難場所等を地図上に表示しているか。浸水想定区域に避難場所等を設定せざるを得ないときは、「○階が使用可能」等、避難場所等の利用条件を地図上又は情報・学習編に明示しているか。</p>	<p>事例 10 事例 11</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>5：地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について（洪水、内水、高潮）</p>		
<p>① 市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内に存在する地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について、名称及び所在地を地図上に明示しているか。</p>	<p>事例 12</p>	<p><input type="checkbox"/></p>
<p>② 地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について、視認性を確保するために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。</p>	<p>事例 3 事例 13</p>	<p><input type="checkbox"/></p>

<p>6：水位観測所等の位置（映像が提供されるCCTVカメラ等を含む）について（洪水、内水、高潮）</p>		
<p>① 河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所や国、都道府県、市町村等で設置しているCCTVカメラ等の位置と名称について把握しているか。</p>		<input type="checkbox"/>
<p>② 河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所等の位置と名称は地図上に明示しているか。</p>	<p>事例14</p>	<input type="checkbox"/>
<p>③ テレビ、インターネットで河川映像等が提供されるCCTVカメラ等の位置と名称について地図上に明示しているか。</p>	<p>事例14</p>	<input type="checkbox"/>
<p>④ 水位観測所やCCTVカメラの位置、名称について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。</p>	<p>事例15 事例16</p>	<input type="checkbox"/>

○ 津波基準水位の記載方法について

○ 津波ハザードマップの地図面に津波基準水位が記載されている事例

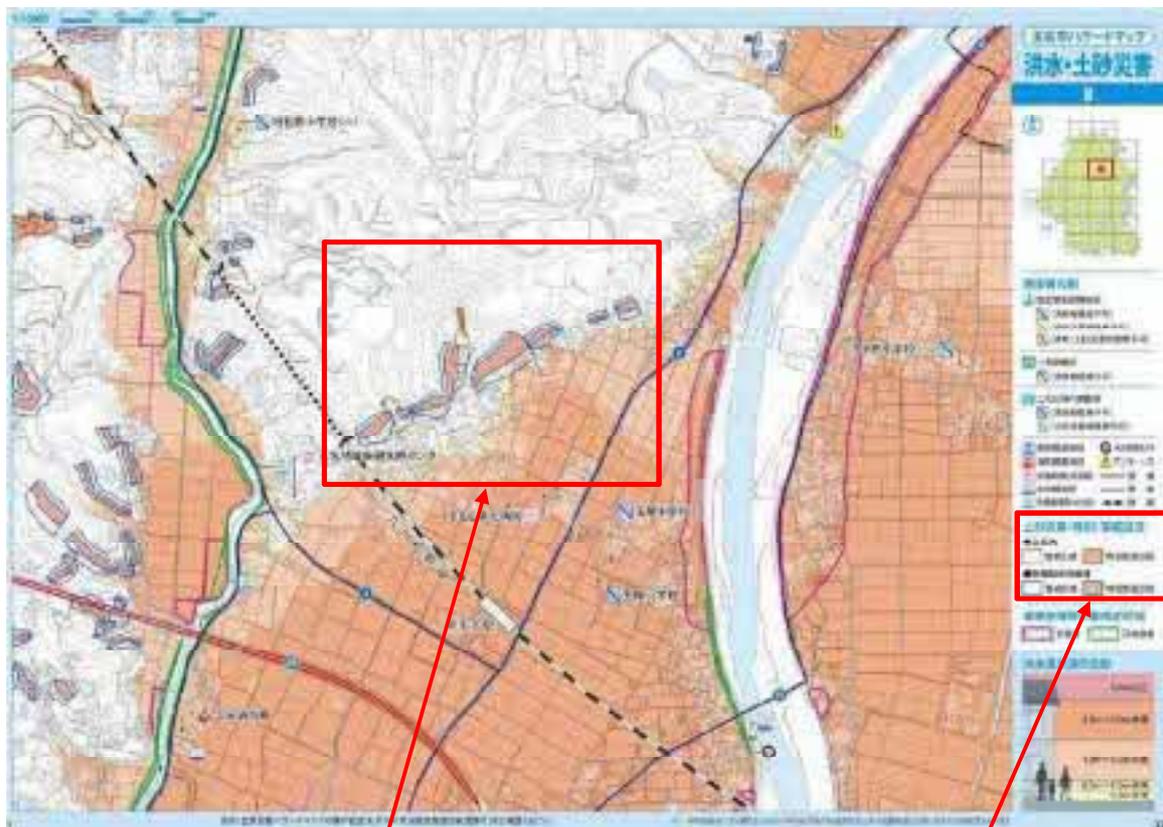
津波災害警戒区域指定済みの区域に対し、浸水深に代えて津波基準水位(浸水予測に基づく浸水深に建築物等への衝撃によって生じる津波の浸水上昇(せき上げ)を加えた水位)を用いている。合わせて、基準水位の詳細な説明を明示している。



出典：名古屋市ホームページ

(<https://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000154012.html>)

- 土砂災害警戒区域等の記載方法について
- 地図面に土砂災害警戒区域が記載されている事例



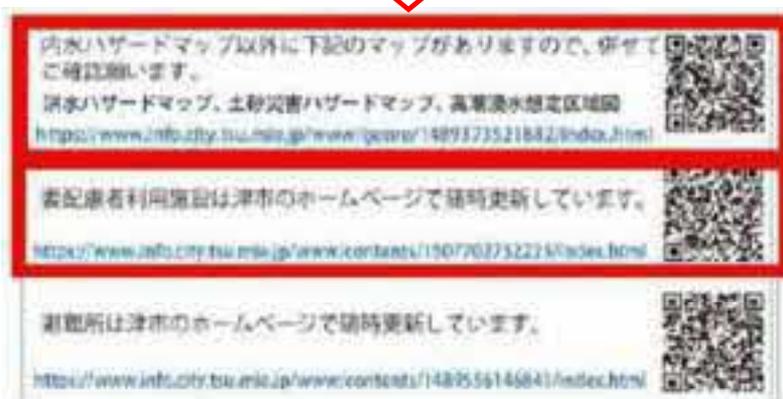
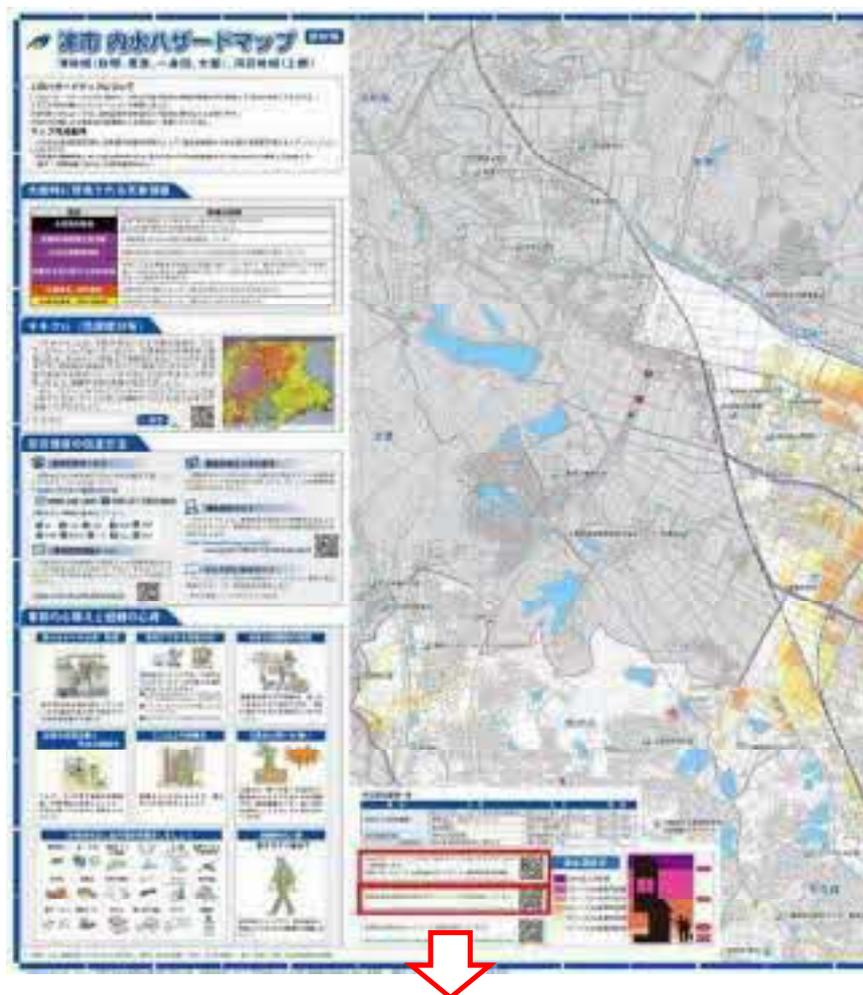
出典：玉名市ホームページ

(<https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/102/16409.html>)

○ 土砂災害警戒区域等の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例

土砂災害ハザードマップのホームページ URL を記載するとともに、土砂災害警戒区域を確認する必要があることについての情報を提供している。(土砂災害ハザードマップの他、要配慮者利用施設の情報を掲載するホームページの URL 等も掲載している。)



出典：津市ホームページ

(<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1680004993624/index.html>)

- 早期の立退き避難が必要な区域の記載方法について
- 地図面に早期の立退き避難が必要な区域を記載した事例



出典：野洲市ホームページ

(<https://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/kikikanri/bousaimap/index.html>)

○ 早期の立退き避難が必要な区域の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例

情報・学習編において、家屋倒壊等氾濫想定区域は、早期の立退き避難が必要であることを記載している。また、浸水深や建物の構造の条件によっては、立退き避難が必要であることを記載している。



出典：彦根市ホームページ

(https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shicho_chokkatsu/3/17/11360.html)

○ 危険箇所や注意を要する場所の記載方法について

○ 地図面にアンダーパスを明示した事例

地下道（アンダーパス）の凡例を設定し、所在地を地図面に明示している。



出典：大田区ホームページ

(<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiiki/bousai/suigai/hazardmap.html>)

【アンダーパス等についての情報収集の参考となるホームページ】

・ 道路防災情報 WEB マップ(国土交通省)

https://www.mlit.go.jp/road/bosai/doro_bosaijoho_webmap/

・ 関東地域における道路冠水注意箇所マップ（関東地方整備局 HP）

https://www.ktr.mlit.go.jp/road/bousai/road_bousai00000001.html

・ その他、県や市区町村の道路部局等で道路冠水箇所を公開している場合がある。

○ 危険箇所や注意を要する場所の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合のアンダーパスの記載事例

地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成し、アンダーパスを記載することで地図面の視認性を確保している。



出典：横浜市ハザードマップ

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/flood-hmap.html>)

- 危険箇所や注意を要する場所の記載方法について
 - 地図面の視認性が確保されにくい場合のアンダーパスの記載事例
 - アンダーパスの所在地の一覧表を情報・学習編に掲載している。

アンダーパス (大雨時通行止め箇所)

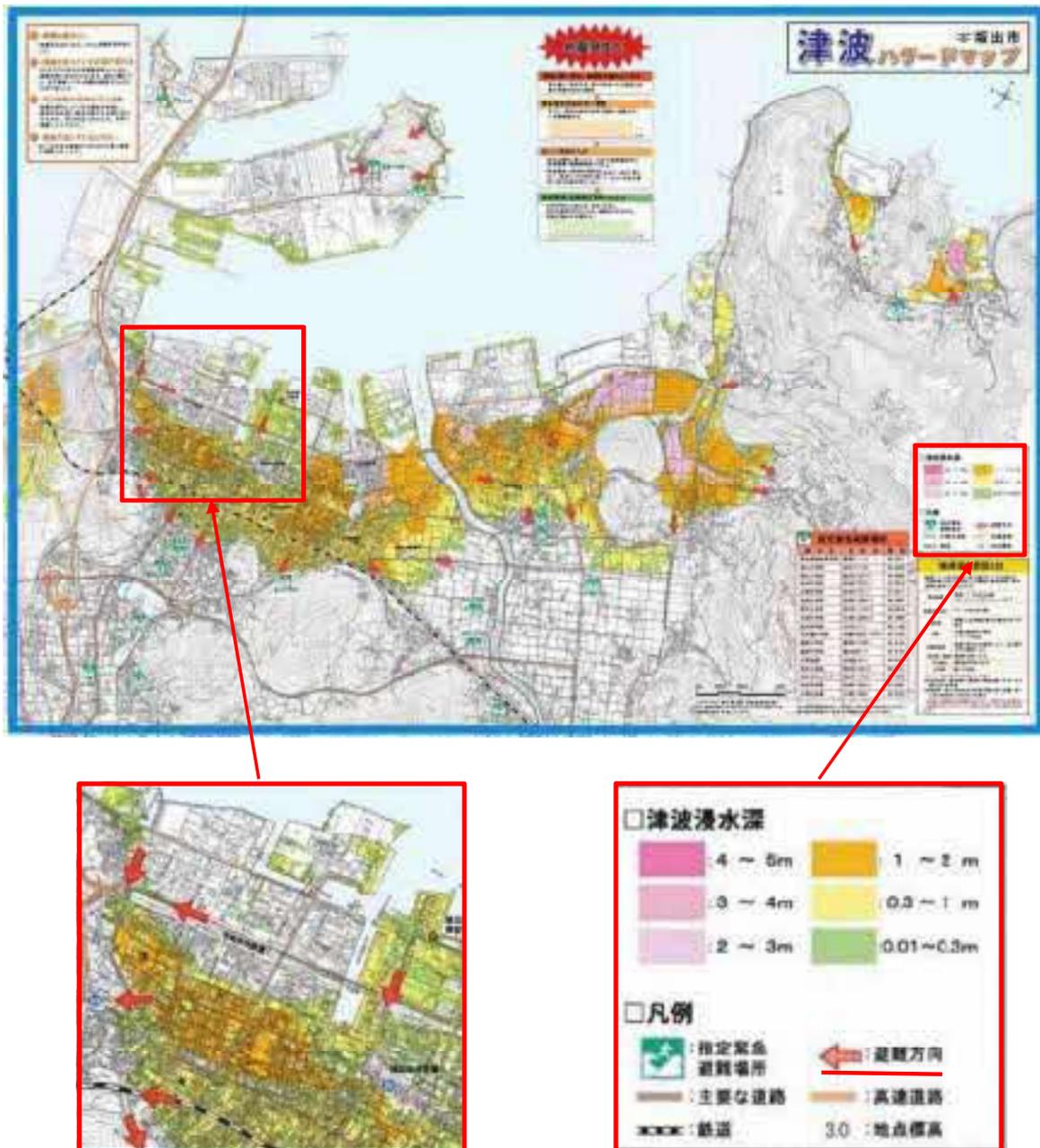
NO.	町名	道路名称	道路種別	NO.	町名	道路名称	道路種別
1	茂田	鹿沼工業団地北 高速道路ガード下	16-B-1	9	上野町	下水道事務所 西側	11-F-4
2	森部	木工団地 南東部	12-A-4	10	深町3丁目	ほほえみ公園 東側	11-F-4
3	板岡	東武線 板岡駅北 ガード下	8-A-1	11	下野原駅前	みなみ町団地東 高速道路ガード下	16-A-3
4	野沢町	東武線 野沢ガード下	19-D-2	12	せつせ町	鹿沼工業団地内 旧北武西コミュニティセンター 北側	16-C-1
5	上野町	JR ガード下	16-F-3	13	せつせ町	せつせ立体橋下	16-C-1
6	千塚	千塚郵便局 西側	11-F-3	14	深津	大塚カラー前 エネオスガソリンスタンド前	16-C-1
7	深町2丁目	JR 立体 西側	12-A-3	15	栗塚台	栗塚台公園北交差点	11-f-3
8	深町1丁目	栗塚台コミュニティセンター 東側	11-F-3	16	日保市	池谷団地	12-B-3

出典：鹿沼市ホームページ

(<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0565/info-000008383-1.html>)

- 住民等が避難すべき方向や避難経路等の記載方法について
- 地図面に避難経路を記載した事例

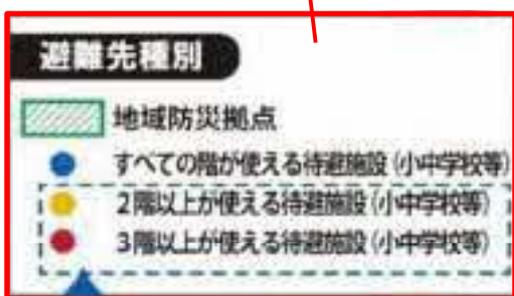
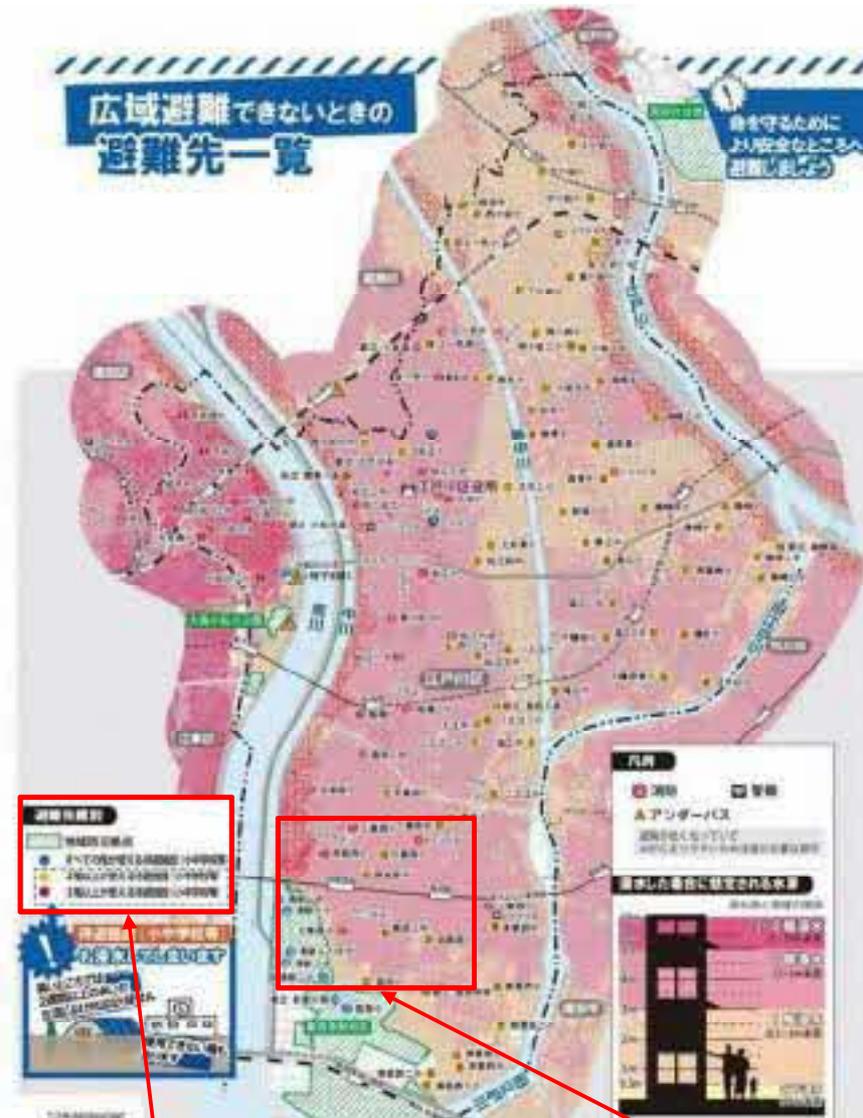
津波ハザードマップの地図面に、避難すべき方向について、矢印を用いて表示している。



出典：坂出市ホームページ

(<https://www.city.sakaide.lg.jp/site/bousai/tunamimap.html>)

- 避難場所等の利用条件の記載方法について
 - 地図面に避難場所等の利用条件を明示した事例
 - 浸水時の避難場所ごとの利用可能な階について、色別に分類して地図面に明示している。



出典：江戸川区ホームページ

(https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e007/bosaiizen/bosai/kanrenmap/n_hazardmap.html)

○ 避難場所等の利用条件の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例

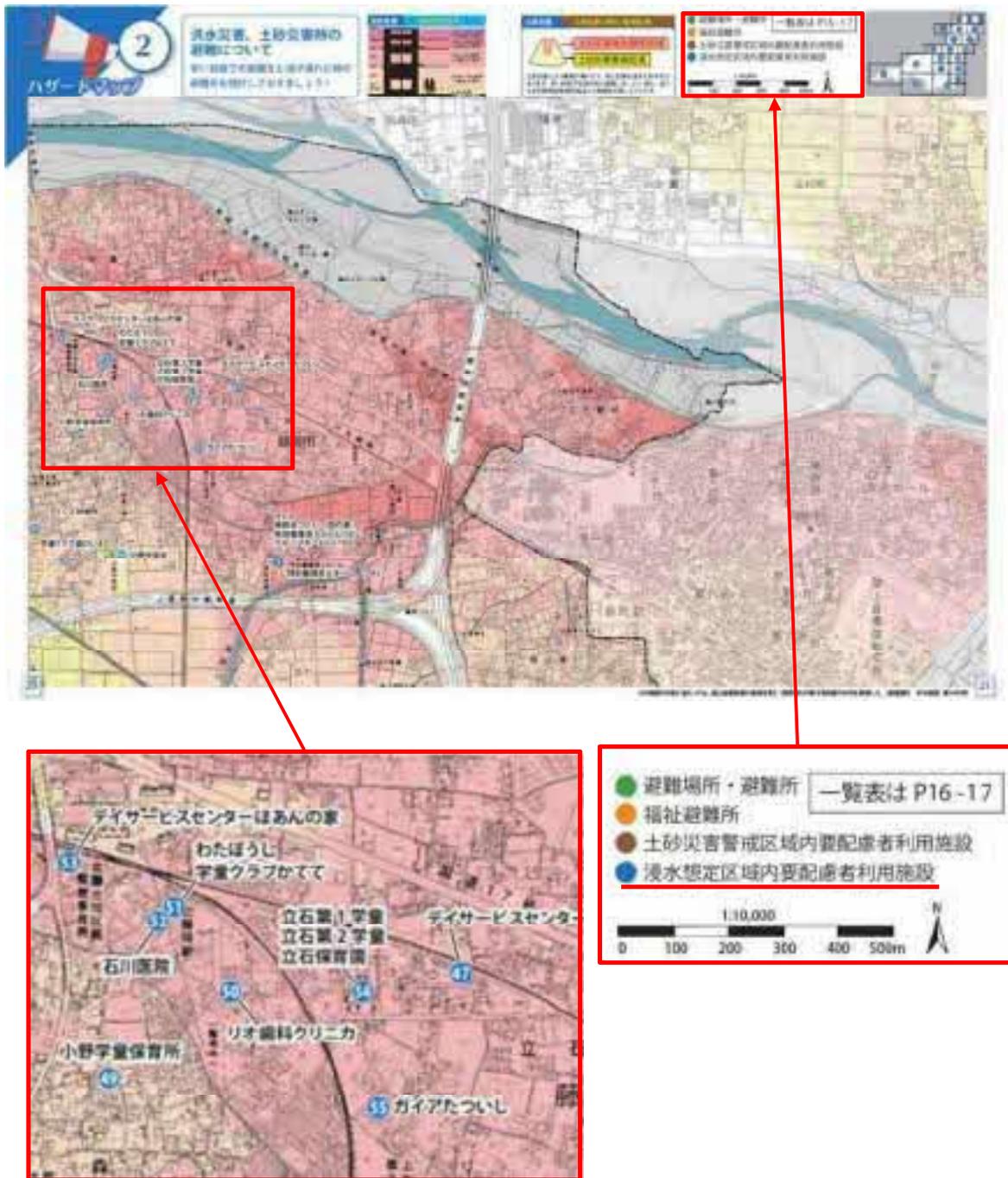
避難場所ごとに対応する災害種別や利用可能な階、所在地等について、情報・学習編に一覧表で掲載している。

No.	施設・場所	住 所	連絡先	種 別			指 定 避難所
				洪水	がけ崩れ、 土石流及び 地すべり	地震	
1	名寄高等学校	宇保204番地	01654-3-6841	○		○	○
2	名寄商業高等学校水産キャンパス	西5東5丁11番地	01654-2-3066			○	
3	名寄商業高等学校名産キャンパス	宇保13番地3	01654-2-4191	○		○	○
4	名寄国立大学(1号館・2号館)	西4東北8丁目1番地	01654-2-4194	▲		○	
5	名寄国立大学(3号館)	西2東北8丁目1番地	01654-2-4194	▲		○	
6	名寄中学校	宇保101番地	01654-2-2147	■			
7	名寄中学校	西2東北8丁目1番地3	01654-2-3174			○	※
8	名寄中学校	宇保11番地2番地	01654-9-3010	■	○	○	
9	名寄中学校	名寄町南町167番地1	01655-3-2026	○		○	○
10	名寄小学校	西1東1丁12番地	01654-3-3304	■		○	
11	名寄小学校	西6東南12丁目55番地2	01654-2-4164	■		○	
12	名寄小学校	西3東南3丁目11番地	01654-2-3041	■		○	○
13	名寄小学校	西7東南1丁目18番地	01654-3-4577			○	
14	名寄文小学院	名寄文12番地3番地	01654-8-2241	■	○	○	○
15	中名寄小学校	宇保町285番地	01654-2-3889	○		○	
16	名寄中央小学校	名寄町南町201番地1	01655-3-2031	○	○	○	○
17	名寄文芸クラブ(ふくろ)	東1東南7丁目1番地10	01654-9-4607	■	○	○	○
18	市民センター	西2東25丁目	01654-2-1486			○	
19	市民センター	西7東南12丁目55番地	01654-3-6627	■			
20	市民センター	西13東南4丁目1番地	01654-2-2718			○	
21	名寄文芸クラブ(ふくろ)	宇保11番地2番地	01654-8-2161	■	○		
22	上川市立人材開発センター	宇保130番地	01654-2-2393	○		○	○
23	公民館	宇保127番地	01654-3-2675	○	○	○	○
24	公民館	名寄町南町76番地2	01655-3-4025	○	○	○	○
25	公民館	名寄町南町187番地11	01655-3-2286	○	○	○	○
26	公民館	名寄町南町307番地	01655-2-6523	○	○	○	○
27	公民館	名寄町南町2216番地	01655-3-3942	○	○	○	○
28	公民館	名寄町南町4151番地2	01655-3-4097	○	○	○	○
29	公民館	名寄町南町2500番地	01655-3-3553	○	○	○	○
30	公民館	名寄町南町3395番地	01655-3-3369	○	○	○	○
31	公民館	名寄町南町63番地	01655-3-2531	○	○	○	○
32	公民館	宇保町文芸館	なし	○	○	○	○
33	公民館	宇保1番地	01654-2-5003	○	○	○	○
34	公民館	宇保15番地	01654-3-6065	○	○	○	○
35	公民館	西11東南9丁目	01654-3-7983			○	
36	公民館	西4東北10丁目73番地8	01654-3-0024			○	
37	公民館	宇保1205番地1	なし			○	
38	公民館	宇保1391番地	01654-2-3920	○		○	○
39	公民館	宇保147-2	01654-3-9826	○	○	○	○
40	公民館	宇保1番地	なし	○	○	○	○
◆ 指定避難場所							
1	名寄市立公民館センター	西1東南12丁目1番地2	01654-3-9862	○	○	○	○

出典：名寄市ホームページ

(<http://www.city.nayoro.lg.jp/section/bousai/prkeql000000aql5.html>)

- 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地の記載方法について
- 地図面に要配慮者利用施設の名称と所在地を明示した事例



出典：藤岡市ホームページ

(<https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/somubu/chiikianzen/1/3/990.html>)

- 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地の記載方法について
- 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例

要配慮者利用施設の名称および所在地の一覧表を情報・学習編に掲載している。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の一覧 (平成28年11月現在)

社会福祉施設、病院、保育園や学校等、災害の際に配慮が必要な方が利用されている施設の情報は、裏面に位置が記載されていますので、確認しておきましょう。

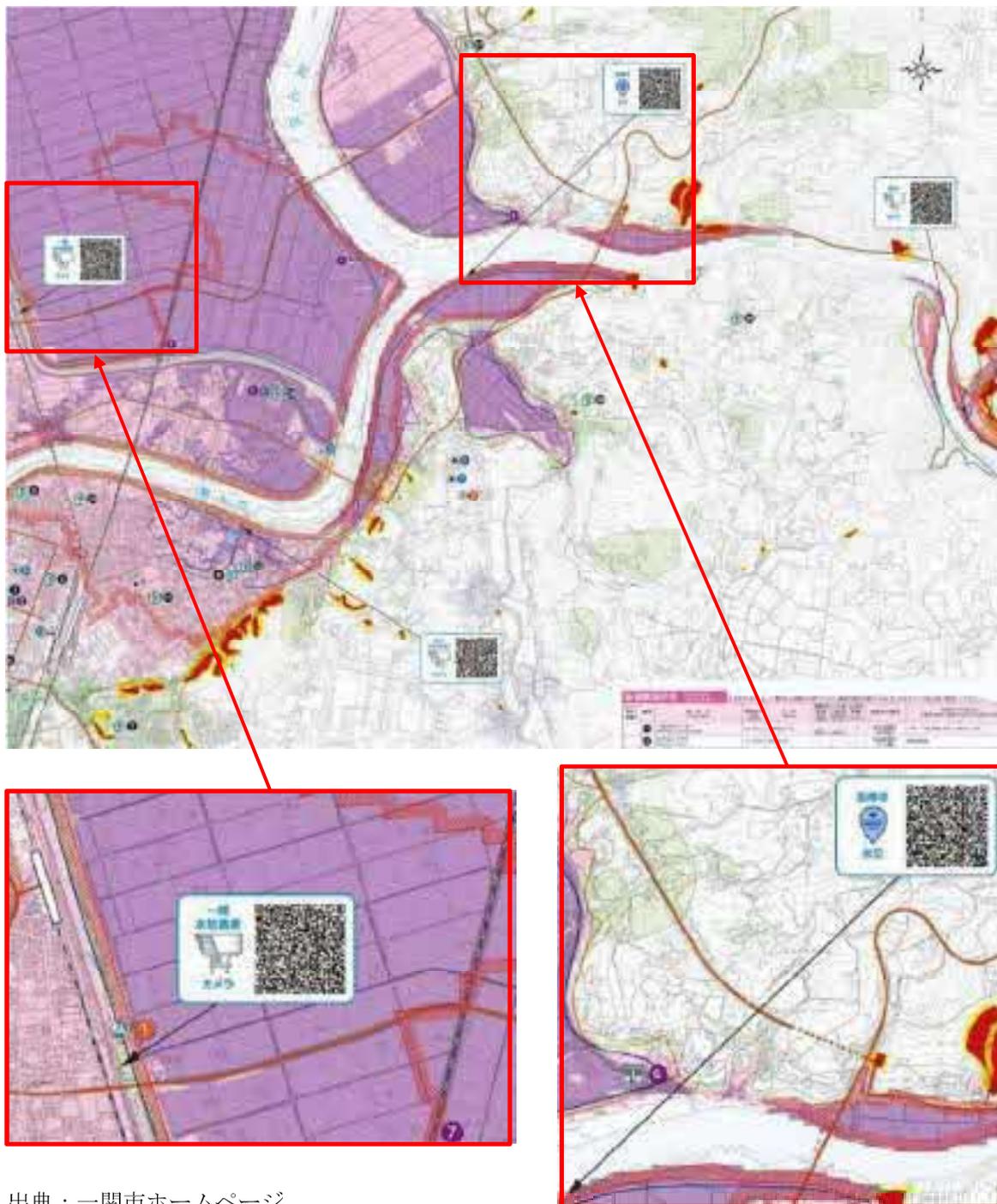
番号	要配慮者施設名	区画	住所	番号	要配慮者施設名	区画	住所
2	マインビルホフ	B4	東山町1-6-10	54	佐藤中学校	B4	近所町14-17
3	Greenスカーフクラブ	B4	東町1-11-6	55	右近中学校	A4	高井555
4	コムコープ天神口アイサービス	B4	八王子1-16-2	56	山口県立防府理工高等学校	B4	中央町3-1
5	老人保健施設 朝日荘	B4	西町2-5-1	58	ソールセンター	B4	緑町1-11-5
14	新しい道 アイサービスセンター	A4	千日1-5-38	62	自衛の街 アイサービスセンターわかり	B4	西町1-6-22
15	北岡幼稚園	B4	天神2-5-22	64	よつばホームA	B4	緑町1-11-5-2階
18	朝の星幼稚園	B4	八王子1-26-17	65	夢のれん・ふれんず保育園	B4	中央町6-32
19	民道の幼稚園	A4	平町町6-20	66	心斎橋社会福祉センター	B4	上石田2608
22	石田幼稚園	A4	下石田258-2	67	あけぞら	B4	八王子1-16-2
24	ひまわりキッズ	A4	八王子2-5-1	68	夢のれん・はるな保育園	A4	近所141-6
25	みどり保育園	B4	緑町1-8-9	70	児童アイサービス つくみ幼稚園	A4	千日2-5-12
26	西川保育園	A4	高井1-16-10	71	たんぽぽ	B4	緑町1-11-5
27	高井保育園	B4	本町町18-1	72	つくみ幼稚園	A4	高井647-2
33	石川保育園	A4	下石田390-1	74	はばらま	A4	西にせ町12-46
34	緑町幼稚園児童学級	B4	豊町町22-3-1	75	juip	B4	緑町8879-3
38	近所町幼稚園児童学級	B4	八王子2-6-10	76	大西眼科	B4	東町2-1-1
39	小野町幼稚園児童学級	C2	高井633-1	78	手山産婦人科	B4	近所1-8-7
41	石田町幼稚園児童学級	A3	下石田36-2	79	防府西産婦科	A4	近所町14-22
42	高井町幼稚園児童クラブ	B4	本町町16-3	80	松本内科病院	B4	天神2-1-44
43	石川町幼稚園児童クラブ	A4	下石田1232	81	山崎産科	A4	高井町21-15
44	緑町小学校	B4	豊町町23-1	82	緑町三光病院	B4	緑町1-5-29
45	近所小学校	B4	八王子2-6-10	84	山本内科病院	B4	近所1-6-14
46	小野小学校	C2	高井633-1				
50	石田小学校	A3	下石田36-2				

出典：防府市ホームページ

(<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/2/hazardmap.html>)

○ 水位観測所の位置等の記載方法について

○ 地図面に水位観測所と CCTV カメラの位置及び名称を明示した事例



出典：一関市ホームページ

(<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/12,155567,64.html>)

【水位観測所、CCTV カメラについての情報収集の参考となるホームページ】

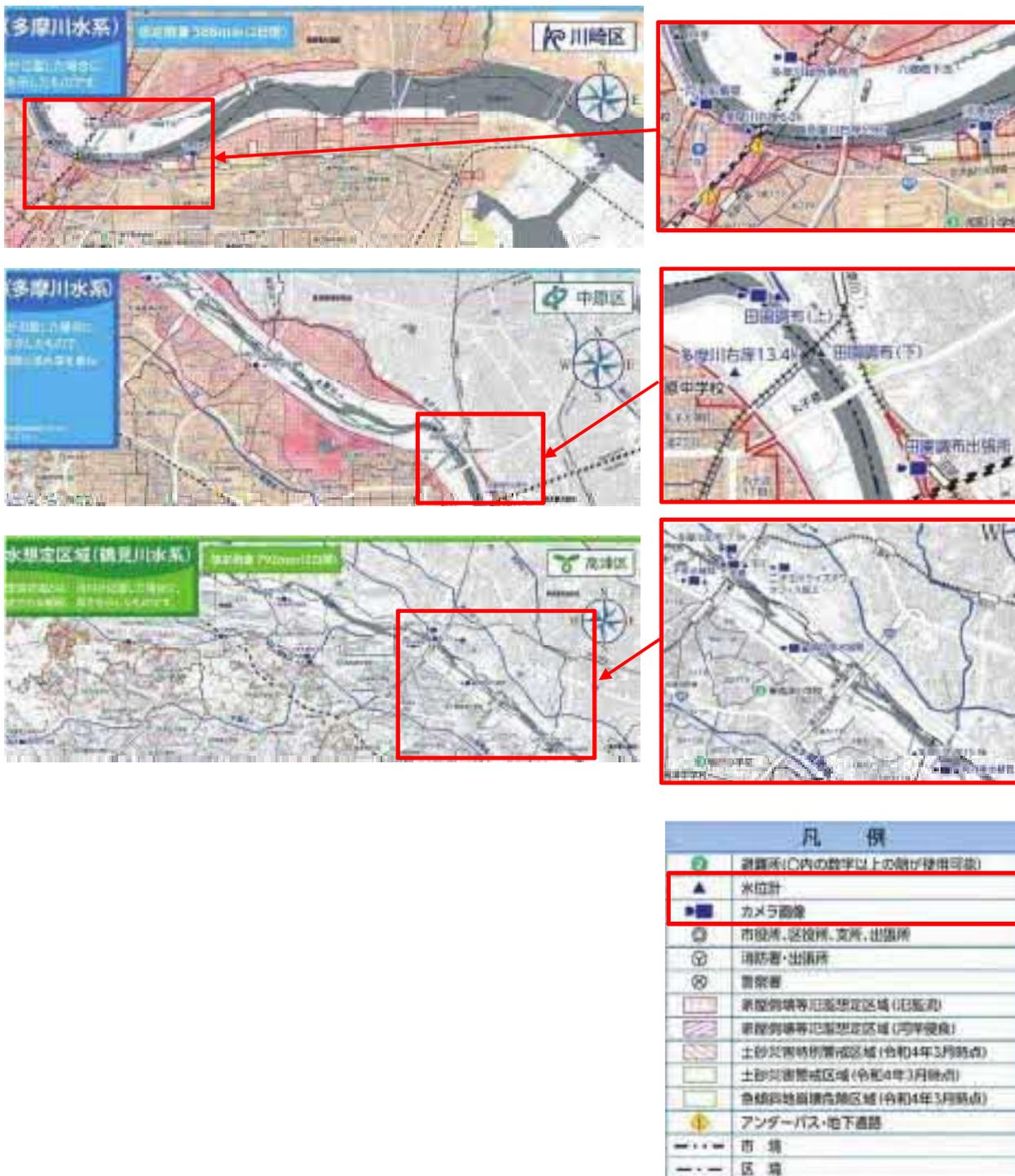
・川の防災情報（国土交通省 HP）

<https://www.river.go.jp/index>

○ 水位観測所の位置等の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例

地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成し、水位観測所や CCTV カメラの位置及び名称を記載することで地図面の視認性を確保している。



出典：川崎市ホームページ

(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018174.html>)

- 水位観測所の位置等の記載方法について
 - 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例
 - 情報・学習編に水位観測所や CCTV カメラの位置及び名称や水位、映像などが確認できるサイトの2次元バーコードを記載し、情報の提供を行っている。

知っておきたい防災情報

気象庁や秋田県では、災害から身を守るためにさまざまな情報を提供しております。住民の皆様におかれましては、自らの命は自ら守るという自助の精神に基づき、自ら防災情報を取りに行く努力をお願いいたします。ここでは、気象庁などから提供される「注意報」「警報」「特別警報」以外の役立つ防災情報について記載しています。

(1) 早期注意情報(警報発令の可能性)

天気予報は、テレビのニュースや新聞などで確認ができますが、気象庁では、より詳しい情報を「防災気象情報」としてホームページ等で公表しています。この「防災気象情報」の中の「早期注意情報(警報発令の可能性)」では、5日先までの警報の発令される可能性を「高」「中」で示し、週間天気予報の情報を補足しています。

スマートフォンのホーム画面などヘッショートカットを作成し、こまめに情報をチェックするなどして、日頃から災害に備えましょう。

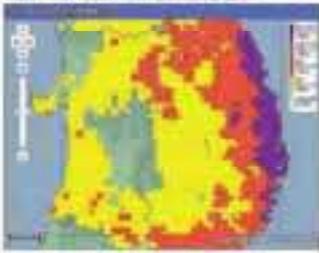
(2) 危険度分布

気象庁から提供される「防災気象情報」の一つです。警報・注意報が発令されたときに、実際に町域のどこで警報・注意報の基準に到達するかと予想されているのか(どこで危険が高まっているのか)、地図上の色分けで知ることができます。危険度分布の種類として「洪水」「土砂災害」などがありますが、「土砂災害」の危険度分布は通称「メッシュ情報」といわれ、町域の1区画でも紫色が現れると「土砂災害警戒情報」の発令が検討されます。

(3) 河川水位(秋田県河川砂防情報システム)

市内の河川には、県が6か所に水位計を設置しています。久保町内の馬場日田と、黒土町内の内川町の2か所の水位計は、常時、河川の水位を確認できます。遊馬橋、昭賀橋、中屋敷橋、富田橋の4か所には、一定の水位で観測を始める簡易水位計(危機管理型水位計)が設置されています。

これらの水位は「秋田県河川砂防情報システム」から、久保の水位は「NHKデータ放送」からも確認できます。また、平ノ下町内の中屋敷橋には河川カメラも設置されており、合わせてご覧になれます。「秋田県河川砂防情報システム」へは、右のQRコードからもアクセスできます。


出典：五城目町ホームページ
<https://www.town.gojome.akita.jp/bosai-anzen/bosai/hazardmap/1473>

水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況

【参考資料】

令和6年1月12日

- 令和5年9月30日時点で、対象施設※は122,314施設、うち計画作成済みは106,634施設(約87%)。
- 前回調査の令和5年3月末から6ヶ月間で758施設増え、作成率は86%から1ポイント増加。

※市町村の地域防災計画に定めた要配慮者利用施設

令和5年9月末時点

区分	対象施設	計画作成済み	作成率
要配慮者利用施設	122,314	106,634	87%
うち社会福祉施設	99,857	86,906	87%



水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況(都道府県別) (令和5年9月末時点)

令和6年1月12日

- 要配慮者利用施設における避難確保計画は、令和5年9月30日時点で対象122,314施設のうち、作成済みは106,634施設となっており作成率は約87%である。



5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。実地訓練の場合は、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点で議論をすると効果的です。
 - ①何をしようとしたのか？ 例) 1時間以内に計画した避難先へ避難すること
 - ②実際には何が起きたのか？ 例) 全員の避難に1時間半かかった
 - ③なぜそうなったのか？ 例) 車両数が計画通り手配できなかった
 - ④次回すべきことは何か？ 例) 車両数が手配できない場合の協力先を設定する
- 訓練結果は市町村に報告することが**“義務”**づけられています。必ず報告してください。

■立退き避難訓練



■屋内安全確保訓練



■図上訓練



point

- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段(車両数や手配方法)、避難に要する時間などが適切か避難訓練等で確認しましょう
- ✓ 避難先に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

避難確保計画作成・避難訓練の実施が効果を発揮した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施していました。
- 令和元年の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練で得たノウハウを活かして迅速な避難行動をとり、約100人の利用者と職員の全員が無事に避難できました。

【関連ホームページ】(国土交通省)

- ・ 避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・ 記載様式
- ・ チェックリスト 等

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisubou/bousai-gensai-suibou02.html>



- ・ 避難確保に関するeラーニング教材【動画】



<https://youtu.be/VtMlyW9Yow4>

- ・ 避難確保計画の作成・活用のポイント【動画】



<https://youtu.be/Va400F33ucs>

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室
砂防部 砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111 (代表)

利用者の円滑かつ迅速な避難のために

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用について



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設※では、
避難確保計画の作成・避難訓練の実施が**“義務”**づけられています。

※市町村地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設、学校、医療施設等



国土交通省 水管理・国土保全局

「避難確保計画」は、水害や土砂災害に備え、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

1. 基本的な事項・災害リスク

- まずは、通所・入所等の利用形態や建物の階数、施設職員・施設利用者の人数等、自身の施設の特性について確認しましょう。
- 次に、ハザードマップ等を用いて、施設が有する災害リスクを確認しましょう。

洪水		雨水出水
家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水のおそれがある区域	浸水のおそれがある区域
土砂災害	津波	高潮
土砂災害(特別)警戒区域	浸水のおそれがある区域	浸水のおそれがある区域

このオレンジ色の災害は、家屋倒壊・流失（家ごと流される）の危険があります！

Point

- ✓ 災害リスクは一つとは限りません。すべての災害リスクを把握し、災害に備えましょう
- ✓ ハザードマップは、市町村が配布しているほか、市町村のホームページ等で確認できます
- ✓ 国土交通省ハザードマップポータルサイト(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)にある「わがまちハザードマップ」や「重ねるハザードマップ」もご活用ください

2. 防災体制に関する事項

- 限られた時間で迅速かつ確実に施設利用者を避難させるためには、**施設職員の役割分担を適切に定めておくことが重要です。**
- また、情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために重要であり、収集する内容やその入手方法、伝達する内容と伝達先等をあらかじめ定めておくことが有効です。



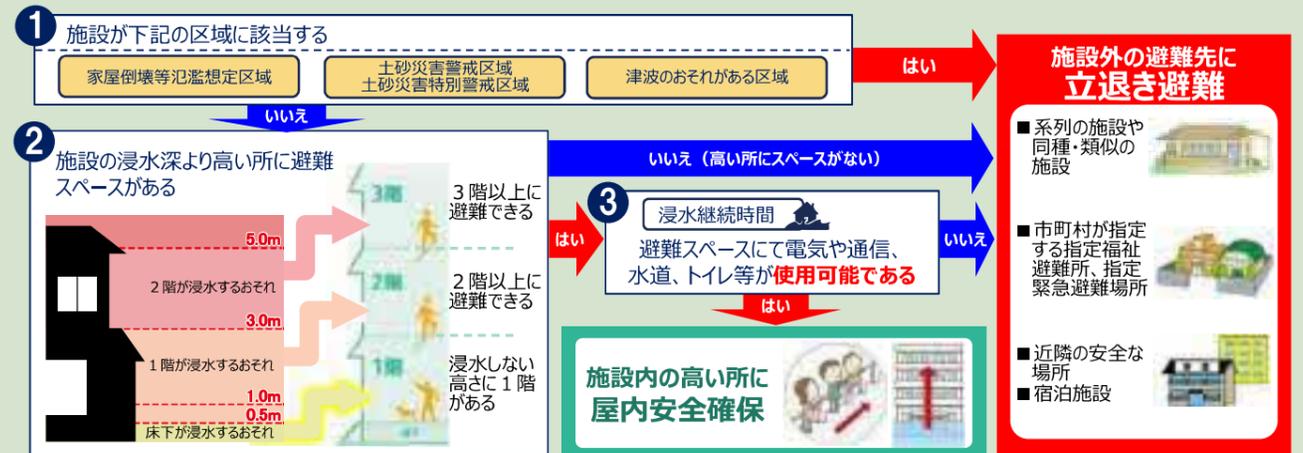
Point

- ✓ 夜間や休日など、職員が不在・参集が難しい場合も想定した役割分担を検討しましょう
- ✓ 必要に応じて、地域住民や利用者家族等の避難支援協力者を確保することも重要です

3. 避難場所に関する事項

- 確実な避難のためには、災害の種類に応じた避難先を定めておくことが重要です。
- 避難方法は、主に「立退き避難」、「屋内安全確保」があります。
- 不測の事態も想定して、避難先は複数の場所を選定しておきましょう。

立退き避難 基本の 避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することを言います。 ● 避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定（福祉）避難所、指定緊急避難場所等があります。
屋内安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設に災害リスクがあっても、浸水深より高い階に移動するなどによって、施設利用者の安全を確保できる場合は、施設内に留まって避難することもできます。 ● ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、津波のおそれがある区域の施設は、建物の倒壊等の危険があるため、原則、屋内安全確保を選択できません。



Point

- ✓ 避難先は、利用者のケアなどの必要な対応が可能であるか等を確認しましょう
- ✓ 安全で確実な避難ルートを設定しましょう
- ✓ 「屋内安全確保」を行う場合は、長時間の浸水に対応するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を確保しましょう

4. 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を判断することが利用者の安全確保につながります。

警戒レベル	1	2	3	4	5
避難情報等	早期注意情報 (避難の必要性)	大雨注意情報 洪水注意情報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の行動	情報収集	● 日没までの避難完了 ● 前日の休業判断	避難開始	避難完了	

Point

- ✓ 避難完了までに時間が必要な場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令にとらわれず、早めの避難を開始しましょう
- ✓ 夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに避難を完了するようにしましょう